

第二条第一項第二号中「第八号及び第十三号」を「及び第八号」に改める。

（測量法の一部改正）

第七十一条 測量法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第五十条」を「次条」に改め、同条第三項を削る。

第五十五条の四中「規定により登録を受けようとする者」の下に「（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）」を加え、「同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を、それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士に限る。）及び第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 前条の規定による改正後の測量法（以下この条において「新測量法」という。）第五十五条の四の規定は、施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者及び同条第

三項の規定により更新の登録を受けようとする者について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けた者及び同条第三項の規定により更新の登録を受けた者については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の測量法第四十九条の規定に従い登録された測量士が施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受ける場合における新測量法第五十五条の四の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新測量法第五十五条の四第一項中「登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）」とあるのは、「登録を受けようとする者」とする。

二 新測量法第五十五条の四第二項の規定は、適用しない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第一百七十三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「操縦免許若しくは」を削る。

(道路運送車両法の一部改正)

第七十四条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条第二項中「第九号から第十二号まで又は第十四号」を「又は第九号から第十三号まで」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第七十五条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「種類又は品目」を「品目」に改め、同項ただし書中「しょうちゅう」を「政令で定めるところにより、連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう」に改める。

第六条第一項中「種類（しょうちゅう、みりん及び果実酒類）」を「品目（みりん）」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「種類」を「品目」に改め、同条第四項中「種類」を「品目」に改める。

第八条第一項中「種類」を「品目」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九条第二項中「種類」を「品目」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項

ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「種類」を「品目」に改める。

第十四条第一項中「且つ」を「かつ」に、「種類」を「品目」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第九条第二項但書」を「第九条第二項ただし書」に、「種類」を「品目」に改め、同条第四項中「第九条第四項但書」を「第九条第四項ただし書」に改める。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「種類」を「品目」に改める。

第七十九条第一項中「種類」を「品目」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十条第一項中「種類」を「品目」に改める。

第八十一条第三項中「第九条第二項但書又は同条第四項但書」を「第九条第二項ただし書又は同条第四項ただし書」に、「種類」を「品目」に改める。

第八十六条の五の見出し中「種類等」を「品目等」に改め、同条中「種類」を「品目」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百七十六条 前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五の規定によって行ふべき表示は、平成十八年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることができるとされる同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第百七十七条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「政令で定める額の手数料を納めて」を削る。

（薬事法の一部改正）

第百七十八条 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十三条第六項の許可の区分の変更の許可を申請する者

第七十八条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十三条の三第三項において準用する第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定を申請する者

第七十八条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十条の二第五項の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者

(割賦販売法の一部改正)

第一百七十九条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を削り、第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十七条の二を第四十七条とする。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一百八十条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「この法律」を、「第二十二条第四項及び第五項並びに前三条」に改める。

第三十二条の見出しを「（登録免許税及び登録申請手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第二

十二条第一項又は第二十六条第一項の規定により登録を受けようとする者（不動産鑑定士に限る。）及び第二十二條第三項の規定により登録を受けようとする者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十二條第一項又は第二十六条第一項の規定により登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあつては、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

（小型船造船業法の一部改正）

第百八十一条 小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第十四條第二項中「第六条から第八条まで」を「第六条及び第七条」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第百八十二条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正す

る。

第十五条第八項を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百八十四条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「しようちゆう乙類製造業」を「単式蒸留しようちゆう製造業」に、「しようちゆう乙類製造資金」を「単式蒸留しようちゆう製造資金」に改める。

第二条第二項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に、「しようちゆう乙類の」を「単式蒸留しようちゆうの」に改め、同条第三項中「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改める。

第三条第二項中「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆうに」に改め、同項第一号中「しようちゆう乙類製造業を」を「単式蒸留しようちゆう製造業を」に、「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改め、同項第二号中「しようちゆう乙類製造業」を「単式蒸留しようちゆう製造業」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「しようちゆう乙類業対策基金」を「単式蒸留しようちゆう業対策基金」に改める。

第七条の二第一項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改め、同条第二項中「各しようちゆう乙類製造業者」を「各単式蒸留しようちゆう製造業者」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に、「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改める。

第八条第一項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改める。

（電氣工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百八十五条 電氣工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

（卸売市場法の一部改正）

第百八十六条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は」を削り、「若しくは地方卸売市場」を「又は地方卸売市場」に、「業務若しくは」を「業務又は」に、「開設者等」を「卸売業者等」に、「開設者等と」を「卸売業者等と」に改め、「地方卸売市場の開設の業務又は」を削り、「開設の業務等」を「卸売の業務等」に、「開設者等に」を「卸売業者等に」に、「開設者等を」を「卸売業者等を」に、「開設者等の」を「卸売業者等の」に、「開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第一号の目標及び同項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等」を「卸売業者等」に、「同項第四号」を「第四条第二項第四号」に改め、同条第二項中「開設」を「卸売」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第百八十七条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「次条第一項」を「次条」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第六号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第三号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第六条中「第三条第一項」を「第三条」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第三号及び第六号ハ中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条中「第三条第一項」を「第三条」に、「附した」を「付した」に改める。

第八条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第九条中「第三条第一項」を「第三条」に、「一に」を「いずれかに」に、「同項」を「同条」に改める。

第十一条第二項及び第十四条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第四十四条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第七号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第十一号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附則第二項中「法人は、」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第号）附則第百八十七条の規定による改正前の」を、「期間内に」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の」を加える。

附則第七項中「同項前段の期間内に」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の」を、「附則第二項前段の期間内に」の下に「同法附則第百八十七条の規定による改正前の」を加える。

（労働安全衛生法の一部改正）

第百八十八条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第一項第七号の三を削る。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第百八十九条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第十三条第一項又は第二十九条」を「又は第十三条第一項」に改める。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

第百九十条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十一条及び」を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

（浄化槽法の一部改正）

第百九十一条 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「第十三条第一項若しくは第二項の認定又は」を削る。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百九十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（手数料）」に改め、同条中「第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、」及び「それぞれ」を削る。

第三十三条第一項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に、「、第十一条第二項並びに第十二条」を「並びに第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第四条」の下に「、第十二条」を加える。

（計量法の一部改正）

第百九十三条 計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ず

つ繰り上げる。

（保険業法の一部改正）

第百九十四条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百八十一条を次のように改める。

（登録免許税及び手数料）

第二百八十一条 第二百七十六条の登録を受けようとする者（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十七号の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出をする者を含む。）は、第一号に掲げる場合にあつては同法の定めるところにより登録免許税を、第二号に掲げる場合にあつては実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

一 所属保険会社等から委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で内閣府令で定めるものを除く。）を受けて行う第二百七十七条第一項の規定による登録の申請（登録免許税法第三十四条の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出を含む。）を

行う場合

二 前号に規定する申請以外の申請を行う場合

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第百九十五条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第百九十六条 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「又はその更新」を削り、「受けようとする者」の下に「（主務大臣が第十条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）」を加え、同項第三号中「又はその更新」を削り、「受けようとする者」の下に「（主務大臣が第十七条第一項の規定に

より指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新を受けようとする者（構造改革特別区域法の一部改正）

第百九十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改め、「製造免許」の下に「（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十八条 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「新法の規定」を「新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定」に改める。

附則第六条第五項中「新法の規定」を「新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十九条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条中「前条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）第五

条」に改め、「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

（港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百一条 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中登録免許税法別表第一第四十号の改正規定を次のように改める。

別表第一第三百三十四号を次のように改める。

百三十四 港湾運送事業の許可		
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四		
条（許可）の規定による港湾運送事業の許可		
(一)	一般港湾運送事業の許可	許可件数 一件につき九万円
(二)	港湾荷役事業の許可	許可件数 一件につき六万円
(三)	はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数 一件につき三万円
(四)	検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数 一件につき三万円

可

（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正）

第二百二条 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「別表第一第五十三号の二」を「別表第一第六十二号」に改める。

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

第二百三条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

（介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百四条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。